

トピックス ～令和7年度 税制改正大綱（速報版）～

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

令和6年12月20日、与党より「令和7年度税制改正大綱」が公表されました。（但し、今後の国会審議の状況によって変更する可能性もあるという報道があります。）今回は、この大綱のうち個人所得課税関係を中心にピックアップしてご紹介します。詳しくは当事務所にお尋ねください。

【 年収103万円の壁の見直し 】

給与所得控除の最低保障額を、55万円から65万円に引き上げ

基礎控除を48万円から58万円に引き上げ（※合計所得金額が2,350万円以下の者が対象）

年末調整で対応するかたちで令和7年から実施

【 特定扶養控除の要件の引き上げ、特定親族特別控除（仮称）の新設 】

19歳以上23歳未満の子を持つ親を対象とする特定扶養控除について、子の年収要件を引き上げる方針が示されました（特定親族特別控除の新設）。

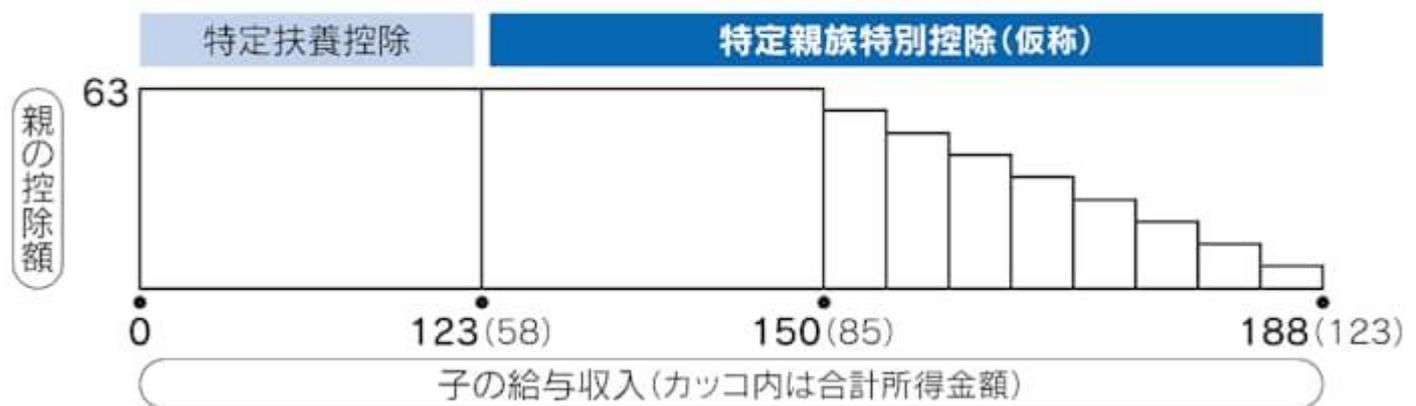
対 象：19歳以上23歳未満の扶養親族を持つ納税者

年収要件（子）：改正前103万円以下から、改正後150万円以下に引き上げ

控 除 額：所得税63万円、個人住民税45万円（変更なし）※段階的に逡減する控除の仕組みあり

適用開始時期：所得税 令和7年分以後（個人住民税 令和8年度分以後）

19～22歳の特定扶養控除の見直しのイメージ
（所得税の場合。2025年から。単位：万円）



出典：日本経済新聞社

【 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充 】

新生命保険料の一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、改正前の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せが行われます。ただし、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は、現行の12万円から変更されません。

あけましておめでとうございます



今年のお正月は好天に恵まれ穏やかな日々となりました。昨年末の仕事納めから9連休になっております。幸いにして、昨年のように元旦早々の能登半島での地震のような災厄もなく、ぽかぽか陽気に包まれてのんびりと過ごすことができました。旅行の計画もなく、年末に図書館から借り出した、弘兼憲史の「島耕作」ロングシリーズの内の「学生 島耕作」9冊をじっくりと堪能できました。以前にも読んだことがありましたが、改めて読んでみて自身の学生時代を懐かしく思い浮かべることができました。作者の弘兼氏と同時代を生きてきたことに共感させられます。もっとも、氏は現役合格で小生は一浪でしたが、同じ法学部生であり、ひよっとしたらキャンパスですれ違っていたかもしれません。確かに70年安保を前にした学生運動が盛んな時代の雰囲気は共有しておりました。一方、高度成長の全盛期であり、小生もそここの成績?を確保していた(当時、優の数が25以上だと総長推薦、20以上で学部長推薦と言われており、小生はかろうじて20でしたが)ので慢心して就職活動をする事もなくサークル活動に熱中していたため、結果的には島耕作のようなエリートサラリーマンではなく、自由業を目指すことになりました。司法試験に挑戦する勇氣(能力と言った方が正確かも)もなく、税法も法律の一分野である?という思い込みで税理士試験にチャレンジすることになりました。ところが、実際は、簿記論や財務諸表論といった会計学が基本であることが分かり、戸惑いはあったものの新鮮な感覚もあって、一生の内が一番集中して(受験)勉強に打ち込むことができました。普通科高校卒の法学部生だったため簿記のボの字も知らないところからのスタートでしたが、借方と貸方が常に一致するというシンプルな原理・原則に妙に惹かれ会計の2科目も割とすんなりと合格し、税法の3科目と併せて3年で5科目に合格して、2年間の実務経験を満たして昭和51年7月に税理士登録を果たすことができました。受験時代の一番の思い出は、最初に受験した所得税法の試験問題でした。予想問題が直前の受験雑誌に掲載されており、ほぼ丸暗記していたのですが、ズバリ、それが試験問題でした!その試験問題とは「配当所得について記せ」というものであり、ラッキー!と思わず心の中で快哉するとともに、税理士実務が何たるか、全く覚束ないにもかかわらず、「自分は税理士になるんだ」という予感をさせるのに十分でした。その後、13年間の勤務税理士時代を経て平成元年4月に独立開業し、爾来36年を重ねて今日に至っております。永いようでもあり、あつという間に半世紀近く税理士業務に携わっていることとなります。20年近く前、税理会の副会長選挙に立候補した折に「税理士は天職です」というキャッチコピーを掲げましたが、大風呂敷といったものではなく、実感として、自分の性分に合っているからこそその自然な発想でした。正邪を峻別する冷徹な論理思考、あるいは、盗人にも三分の理があるという詭弁に抵抗があり、検事や弁護士には不向き?(実際のところは、成れなかった言い訳に過ぎませんが)であり、その点、税理士は、中小・零細企業といった経営資源(人・もの・金)が潤沢とはいえない、悩み多き経営者の足らざることを補完する「税務・会計・経営相談の良きパートナー」(この標語は独立に際して作成した名刺に掲げたもので、今もそのまま謳っております)としての役割を果たしているのでは、と自負しております。何だか、正月早々、回顧談になっておりますが、気持ちを引き締め、前向きにスタートできそうです。本年もよろしく願いいたします。

《^{わか}和奏・^{りょうま}遼真通信》

お正月の二日に、「8時だよ全員集合」ならぬ、8人だよ全員集合(正確には、2匹のワンちゃん付きでした)が我が家にて実現しました。実に久方ぶりです。妻も両手の痛みを懸念しつつも、お節料理作りに精を出しておりました。話題の中心は和奏の大学受験に関するものでしたが、二つ用意した鍋を囲んで楽しい歓談の輪が広がったのは言うまでもありません。なお、和奏と遼真から年賀状に添えられたメッセージは以下の通りです。

まずは和奏から。「今年は私にとって大変な年になりますが、見守っていてくれると嬉しいです。頑張ります。」一方、遼真からは、「今年もたくさん会いたいです。」と。2人の置かれた立場が言葉にも表れておりました。じいじとしては、和奏には志望校への合格を!とエールを送る(贈る)一方、遼真には伸び伸びした生活を願い、二人が健康で、新しい友達との出会いを含め学校に行くことが楽しいと感じてくれれば他に何も言うことはありません。

(令和7年1月6日〔仕事始め〕 所長 橋本)

